

第3章 ヨーロッパの状況（EUROSTAT 担当者の見解）

はじめに

Eurostat では、EU 規則に基づいて各国政府の実施する欠員統計をコーディネートしている。Eurostat を訪問し、つぎのように担当者にヒアリングを行った。

日時：9月28日（月）10：00～12：00

場所：Room D3/733, Eurostat, Bâtiment Bech, 5, rue Alphonse Weicker, L-2721 Luxembourg

担当者：Mr. Didier Dupré, Chef de Section, Statistiques du marché du travail, Gains, coût de la main d'oeuvre, PIEE, Eurostat

以下、このヒアリング調査で得られた Eurostat の欠員統計に関する情報である。

1. Eurostat の役割と法的根拠（EU 規則）

欠員統計に関しては、Eurostat は各国の統計をコーディネートしている。そして、EU 全体の統計として積み上げたものを公表している。各国毎の統計は公表していない。

欠員統計に関しては、つぎのような規則が決定されている。（資料5 p 88～101 参照）

- ① 「2008年4月23日の欧州議会および欧州理事会の共同体の欠員に関する四半期統計に関する2008年第453号規則」（REGULATION (EC) No 453/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008) on quarterly statistics on Community job vacancies)

… 欠員統計に関する総括的規則（以下この章において、「2008年4月23日のEU規則」という）

- ② 「2008年10月28日の「2008年4月23日の欧州議会および欧州理事会の共同体の欠員に関する四半期統計に関する2008年第453号規則」実施のための季節調整方法および品質報告書に関する欧州委員会2008年第1062号規則」（COMMISSION REGULATION (EC) No 1062/2008 of 28 October 2008 implementing Regulation (EC) No 453/2008 of the European Parliament and of the Council on quarterly statistics on Community job vacancies, as regards seasonal adjustment procedures and quality reports)

… 欧州委員会の欠員統計実施細則のひとつ

- ③ 「2009年1月13日の「2008年4月23日の欧州議会および欧州理事会の共同体の欠員に関する四半期統計に関する2008年第453号規則」実施のための求人定義、データ収集のための調査期間、データ加工の特定化および実現可能性調査に関する欧州委員会2009年第19号規則」（COMMISSION REGULATION (EC) No 19/2009 of 13 January 2009 implementing Regulation (EC) No 453/2008 of the European Parliament and of the Council on quarterly statistics on Community job vacancies, as regards the definition of a job vacancy, the reference dates for

data collection, data transmission specifications and feasibility studies)

… 欧州委員会の欠員統計実施細則のひとつ

欠員統計に関して各国政府は、ヒアリング調査時点（2009年9月）では規則のもとになく、いわば試行期間である。2010年第一四半期までに各国政府（中小国は70日の猶予）は当該欠員統計のデータをEurostatに送らなければならないことになっている。

2. 欠員統計の目的

EUには、雇用に関するデータはあるが、労働需要側の情報がない。そのため、ヨーロッパ中央銀行はEU地域の景気判断をするのに困難を感じていた。そこで、ヨーロッパ中央銀行に新たな景気指標を提供するために、欧州委員会は欠員統計を実施することを決定した。これまで、主要な経済指標は、GDPやCPI、失業率など23の指標がある。これに欠員統計の指標を加える。この欠員統計の目的に照らすと、新たな景気指標は、短期の指標である。構造的な分析（求人）の職業や契約等に関する分析も望ましいが、当面分析に足るだけの情報を得ることは難しいと考えられている。

3. 欠員の定義

「2008年4月23日のEU規則」（第2条）では、「欠員」はつぎのように定義されている。

「「欠員」とは、新たに創られた、あるいは充足されていない、あるいはまさに空席になろうとしている有給の職務で、

(a) それに対して雇用主が、当該企業外から適切な求職者を見つけるために積極的な求人活動を現に行っており、また、更なる求人活動を行う準備があり、かつ

(b) 雇用主が直ちに、あるいは特定の期間内に充足しようとしているものをいう。」

要するに、欠員とは、新たに創られた、あるいは埋まっていない、あるいはすぐに空くことになっているポストで

- 当該企業の外部に求人が出されていること、
- すぐに埋めるよう企業が努力していること、

という要件を満たすものというのがEUの規則の定義である。しかし、つぎのような要因による曖昧さもある。

① 言語の問題

例えばフランス語の《emploi vacant》は、かなり長い期間の欠員を指すようなニュアンスがあ

る。

② 欠員が埋まるまでの期間

アメリカの欠員統計では、「30 日以内に埋まるポスト」となっている。EU では、1 カ月、3 か月、ただちに埋まるポストとさまざまな意見がある。教員の場合は、3 か月が一般的である。また、需要の景気変動サイクルによって、欠員が埋まるまでの時間が変化する可能性がある。さらに、公的部門では、契約によってきまる場合がある。例えば教員。

4. データのカバーする範囲

「2008 年 4 月 23 日の EU 規則」（第 1 条）では、データの対象範囲をつぎのように定めている。

「加盟国は、1 名以上の従業員規模の事業所の欠員統計を欧州委員会（Eurostat）に提出するものとする。

データは、共同体の共通産業分類（NACE）によって定義されたすべての産業をカバーするものとする。ただし、家計が雇用する業種や領土外機関等の分野は除く。農林漁業を対象に含めるかどうかは、任意とする。介護サービス（施設及び在宅の介護福祉サービス）の雇用創出における重要性の増大に鑑み、これらのサービスに対する求人に関する情報も、任意で Eurostat に提供することが求められている。

ただし、公共部門、防衛、法定社会保障、教育、健康福祉、芸術、娯楽、レクリエーション、会員制組織の業種、コンピューター、個人用品及び家庭器具の修繕、その他の対個人サービス（NACE の分類・定義）及び 10 人未満の事業所を調査範囲とするかどうかについては、第 7 条で定める各加盟国における「実施可能性の検討」の結果を待って定める。」

5. 調査項目

調査項目については、「2008 年 4 月 23 日の EU 規則」（第 1 条）には、「欠員に関する統計」で、「データは、業種レベルの産業分類（NACE）で表章される」とのみ規定されている。

6. 計算公準

6-1. 調査期間

「2008 年 4 月 23 日の EU 規則」（第 3 条）では、調査期間はつぎのように決められている。「加盟国は特定の調査期間—それは第 9 条（2）で言及される検査を伴う規則的手続きによって決められる—の四半期データを集計する。」
となっている。

しかし、実際には、どのように加盟国が調査の質問事項の中で、どのように質問しているか、あるいは調査をいつ実施しているかに依存する。欠員が発生している時期が四半期であればそ

の真ん中の日か、あるいは最後の日か？集計作業の時間にもよる。

6-2. 調査単位

調査単位を企業とするか、事業所とするかの問題がある。加盟国にどちらかを選ぶことを許している。

7. 情報源

加盟国は、事業所調査 (business survey) によって統計データを作成しなければならないと規定されている (「2008年4月23日のEU規則」(第4条))。しかし、行政データのような他の情報源も第6条に規定する品質を持つものであれば用いてもよいとされている。

8. データの送信

加盟国は、データとメタデータを所定の書式で所定の期限までに、欧州委員会に送信することとなっている (「2008年4月23日のEU規則」(第5条))。

9. 統計品質の評価

加盟国は、つぎのように定義される送信データの品質の各項目に関する報告書を欧州委員会 (Eurostat) に提出しなければならない (「2008年4月23日のEU規則」(第6条))。

- 「適合性 (relevance)」: 統計が利用者の現在および将来のニーズを満たす度合い
- 「正確性 (accuracy)」: 推計値の未知の真の値への近似の度合い
- 「適時性 (timeliness)」 および 「時間厳守性 (punctuality)」: 情報の利用可能かとその情報が表している事象または現象との時間的乖離 (の小ささ)
- 「アクセシビリティ (accessibility)」 および 「明確性 (clarity)」: データ利用者がデータを取得、利用および解釈するために利用できる条件および方法 (が整っている度合い)
- 「比較可能性 (comparability)」: 統計値が地域間、経済活動セクター間または時点間で比較されるときに適用される統計の概念、測定ツールおよび手順に差異がある場合の比較へのその影響の小ささ
- 「整合性 (coherence)」: データを異なった仕方でおよび異なった用途向けに信頼性高く結合することのできる度合い。

10. 実施可能性の検討

加盟国は、調査の対象範囲を定めるために、つぎのような実施可能性の検討 (feasibility study) をすることとなっている (「2008年4月23日のEU規則」(第7条))

すなわち、つぎの調査対象の範囲をどのように設定するべきであるか。

- 産業 … どの産業を対象とするか？

- 民間部門・公的部門 … 公的部門も含むか？
- 規模 … 小企業も調べるか？

公的部門に関しては、各国の実施可能性の検討の結果によって調査対象範囲に含めるかどうかを決定する。2010年の1月には各国政府から調査結果が上がってくることになっている。

一方、小規模企業については、すでに各国から調査可能という検証結果が入ってきており、欧州委員会を対象範囲に入れる可能性がある。

11. 他の補完的な統計

採用統計に関しては、Eurostat としては、今のところ、加盟国の負担が大きく、実施することは考えていない。

欠員や採用の状況については他の業務統計や労働力調査等で補完できる場合がある。

行政の業務統計

- 税の業務統計
- 社会保障の業務統計
- 公共職業安定所の求人統計

など。

いくつかの加盟国は、欠員統計として公共職業安定所の求人統計を使っているが、公共職業安定所への法的な通知義務がないため、ITによって、次第にカバレッジが縮小している。